

平成23年度

函館市健全化判断比率および
資金不足比率審査意見書

函館市監査委員

函 監

平成 2 4 年 8 月 2 7 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 福 島 恭 二

函館市監査委員 佐 古 一 夫

平成 2 3 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 3 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

[意見書編]

ページ

平成23年度函館市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の要領	1
4 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
① 実質赤字比率	2
② 連結実質赤字比率	3
③ 実質公債費比率	4
④ 将来負担比率	5
(3) まとめ	6

平成23年度函館市資金不足比率審査意見

函館市地方卸売市場事業特別会計	7
函館市風力発電事業特別会計	8
函館市水道事業会計	9
函館市温泉事業会計	10
函館市公共下水道事業会計	12
函館市交通事業会計	13
函館市病院事業会計	14

[資料編]

健全化判断比率および資金不足比率審査資料

平成23年度函館市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

区 分	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率 (%)	—	11.25	20
② 連結実質赤字比率 (%)	—	16.25	35
③ 実質公債費比率 (%)	8.2	25	35
④ 将来負担比率 (%)	96.4	350	

※ ②連結実質赤字比率における財政再生基準については、30%と定められているが、経過措置として平成23年度決算の比率は35%となっている。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、前年度に引き続き発生していない。

また、前年度に比較すると一般会計において、黒字が増加したことなどから、算定式に基づく実質赤字比率は、下記表のとおり0.17ポイント改善している。

なお、他都市における平成22年度決算の同比率の状況については、中核市41市および道内主要都市8市では発生していない。（健全化判断比率および資金不足比率審査資料（以下「審査資料」という。）9ページから10ページ参照）

○ 実質赤字比率の推移

区 分	平成23年度		平成22年度		平成21年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
実質赤字比率	—	—	—	—	—
〔算定式に基づく 実質黒字 赤字比率〕	(△1.52)	(△0.17)	(△1.35)	(△0.11)	(△1.24)

※ 黒字はマイナス（△）表示、赤字は正数を表す。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

② 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、発生していない。

また、前年度に比較すると国民健康保険事業特別会計において、実質赤字額が増加したものの、病院事業会計において、資金不足額が減少したことなどから、連結の実質収支は黒字が増加し、算定式に基づく連結実質赤字比率は、下記表のとおり0.16ポイント改善している。

なお、他都市における平成22年度決算の同比率の状況については、中核市では41市のうち1市で発生し、道内主要都市8市では発生していない。（審査資料9ページから10ページ参照）

○ 連結実質赤字比率の推移

区 分	平成23年度		平成22年度		平成21年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
連結実質赤字比率	—	—	—	皆減	0.41
〔算定式に基づく 実質黒字 赤字比率〕	(△3.66)	(△0.16)	(△3.50)	(△3.91)	(0.41)

※ 黒字はマイナス（△）表示、赤字は正数を表す。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C＝連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ： 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ： 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ： 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ： 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B＝標準財政規模

③ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は8.2%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。

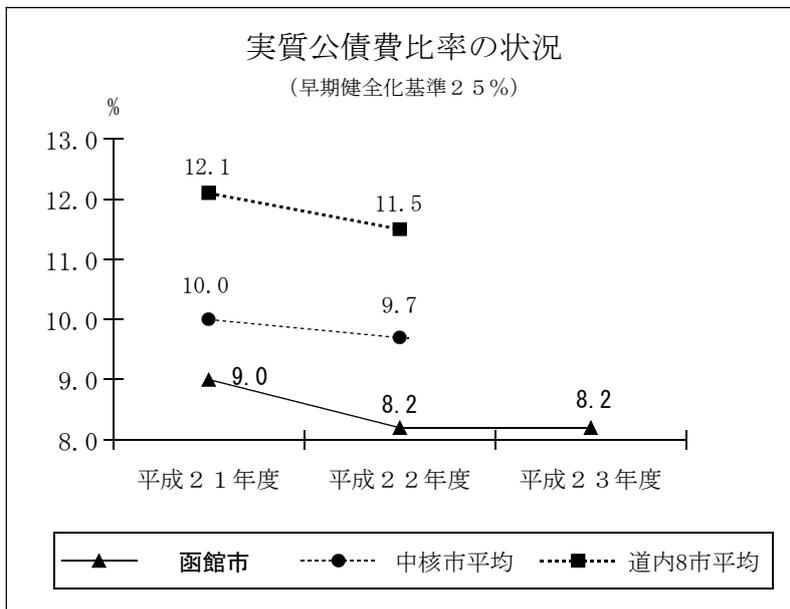
実質公債費比率は、過去3か年平均で算出しており、これらを単年度で見ると平成21年度が7.5%、平成22年度が7.8%となり、平成23年度は9.4%で前年度と比べ1.6ポイント悪化している。

これは、公立病院特例債の元利償還金に対する一般会計から病院事業会計への繰出金が増加したことなどが要因として考えられるが、当該比率を3か年平均すると下記表のとおり前年度と同率となっている。

なお、他都市における平成22年度決算の同比率の状況については、中核市41市平均では9.7%であり、道内主要都市8市平均では11.5%である。（審査資料9ページから10ページ参照）

○ 実質公債費比率の推移

区 分	平成23年度		平成22年度		平成21年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
実質公債費比率	8.2	0.0	8.2	△0.8	9.0



※ 中核市は41市の平均であり、道内8市は道内主要都市8市の平均である。

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の3か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金

F = 特定財源（地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入、住宅使用料、都市計画税など）

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

④ 将来負担比率について

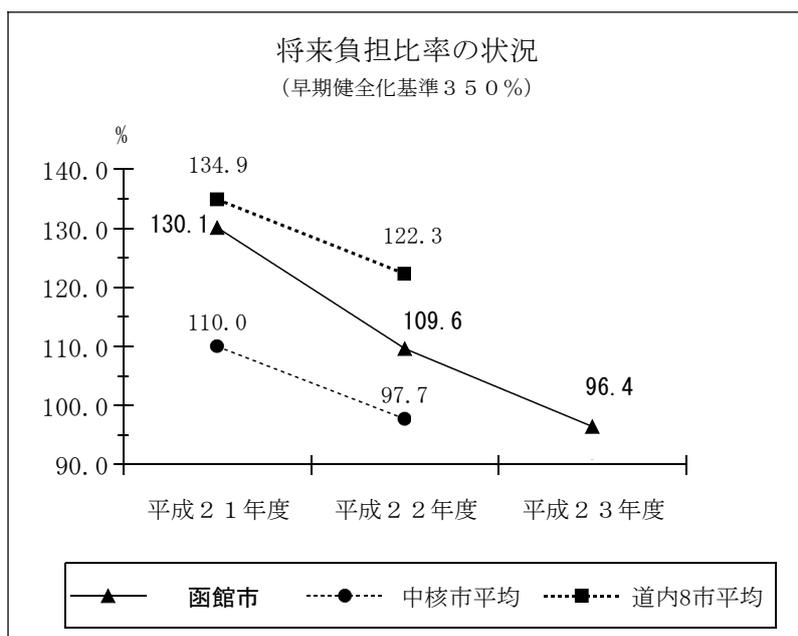
当年度の将来負担比率は96.4%であり、早期健全化基準の350%を下回っている。

また、前年度に比較すると、一般会計等における地方債現在高および公立病院特例債の元金償還に充てる一般会計等から病院事業会計への繰出見込額が減少したことなどから、将来負担比率は、下記表のとおり13.2ポイント改善している。

なお、他都市における平成22年度決算の同比率の状況については、中核市では41市のうち4市で発生がなく、37市の平均は97.7%であり、道内主要都市8市平均では122.3%である。（審査資料9ページから10ページ参照）

○ 将来負担比率の推移

区 分	平成23年度		平成22年度		平成21年度
		対前年度比較		対前年度比較	
将来負担比率	96.4 %	△13.2 ポイント	109.6 %	△20.5 ポイント	130.1 %



※ 中核市は37市の平均であり、道内8市は道内主要都市8市の平均である。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

- へ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト： 連結実質赤字額
- チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- I = 充当可能基金額： 上記イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）
- J = 特定財源見込額
- K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
- B = 標準財政規模
- G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(3) まとめ

以上が当年度における健全化判断比率の概要であるが、前年度に比較すると実質赤字比率については対象となる会計の実質収支額の合計が、前年度に引き続き黒字となったことから、当該比率は発生していない。

連結実質赤字比率については、対象となる会計の実質収支額および資金過不足額の合計が、前年度に引き続き黒字となったことから、当該比率は発生していない。

実質公債費比率については、前年度と同率の8.2%となった。

将来負担比率については、対象となる会計の将来負担額が減少したことなどから、当該比率は13.2ポイント改善し96.4%となった。

今回の審査では、函館市の健全化判断比率は、法令の定める早期健全化基準を下回っていることから、本市の財政は、健全な状態にあると認められるところである。

しかし、法令の定める早期健全化基準は、財政状況を示すひとつの目安に過ぎないことから、本市の財政力指数および経常収支比率等の指標にも注視しつつ、今後とも財政の健全化に留意した行財政運営を図られるよう期待する。

また、本市においては、少子高齢化の進行、人口の減少などにより、一般財源の大幅な増収が見込めない状況が続いていくことから、今後の行財政運営は、ますます難しくなるものと思料されるため、中長期的な財政需要を見通しながら行財政改革を推進し、安定した財政基盤を確立されるよう要望するものである。

平成23年度函館市地方卸売市場事業特別会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成23年度函館市風力発電事業特別会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成23年度函館市水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成23年度函館市温泉事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認し、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	19.2	20

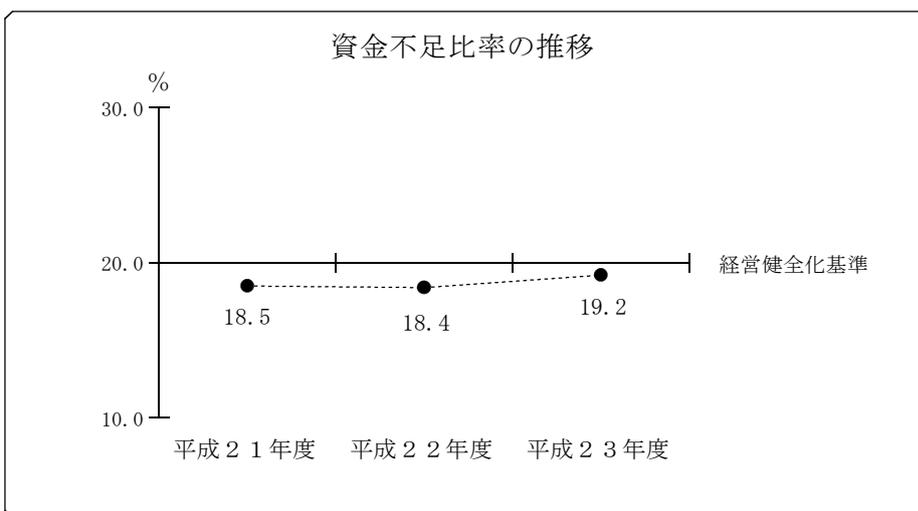
(2) 個別意見

当年度においては、資金不足比率は19.2%であり、経営健全化基準の20%を下回っている。

しかしながら、基準を下回った要因は、営業運転資金として一般会計から長期借入を行った結果であることから、今後においても、温泉事業の経営健全化対策を着実に実施することにより、資金不足比率の改善を図られるよう要望する。

○ 資金不足比率の推移

区 分	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成 2 1 年度
		対前年度比較		対前年度比較	
資金不足比率	19.2 %	0.8 ポイント	18.4 %	△0.1 ポイント	18.5 %



平成23年度函館市公共下水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成23年度函館市交通事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	—	20

(2) 個別意見

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

なお、資金不足比率の算定に際しては、解消可能資金不足額がある場合には、その額を資金不足額（不良債務）から控除するため、平成23年度の交通事業会計においては、前年度に引き続き資金不足額より解消可能資金不足額が大きいため、資金不足比率は発生しなかったものである。

平成23年度函館市病院事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成23年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成23年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	4.3	20

(2) 個別意見

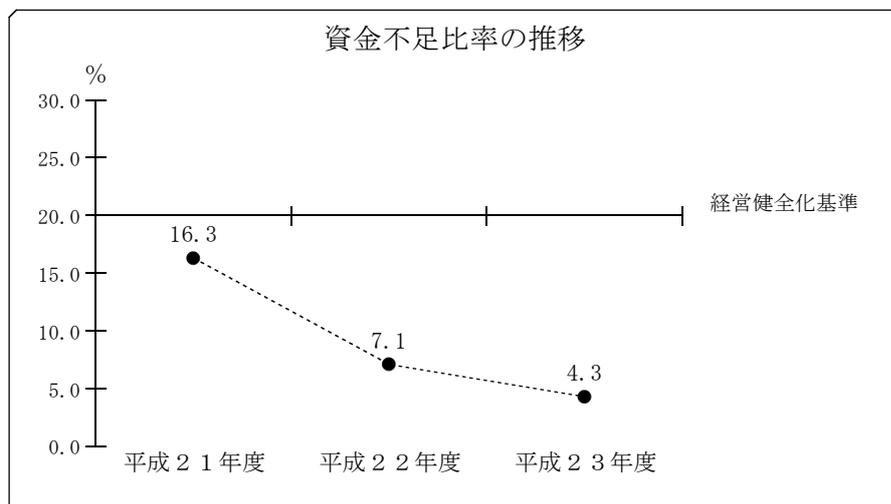
当年度においては、資金不足比率は4.3%であり、経営健全化基準の20%を下回っている。

なお、前年度と比較すると、収益的収支での資金剰余が資本的収支での資金不足を上回ったことから、当年度の運転資金は増加し当年度末における運転資金不足額は減少したため、下記表のとおり2.8ポイント改善している。

今後においても、なお厳しい経営環境が続くと思料されることから、医師・看護師の確保、医療用器械の整備などにより、急性期医療を担う病院としての診療体制を確立するとともに、経費の削減に努め、資金不足比率のさらなる改善を図られるよう要望する。

○ 資金不足比率の推移

区 分	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成 2 1 年度
		対前年度比較		対前年度比較	
資金不足比率	4.3 %	ポイント △2.8	7.1 %	ポイント △9.2	16.3 %



健全化判断比率および
資金不足比率審査資料

目 次

[資料編]	ページ
1 健全化判断比率	1
① 実質赤字比率	1
② 連結実質赤字比率	2
③ 実質公債費比率	4
④ 将来負担比率	6
2 資金不足比率	8
3 健全化判断比率の状況（平成22年度決算）	9
① 中核市の状況	9
② 道内主要都市8市の状況	10
4 資金不足比率の状況（平成22年度決算）	11
① 中核市の状況	11
② 道内主要都市8市の状況	12
5 審査資料の用語説明	13

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、赤字の解消に長期間を要することとなり、深刻な事態となることから、より多くの歳入増加策や歳出削減策を講じる必要がある。

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス1.52%となっており、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

【平成23年度】

$$\frac{A : \Delta 1,102,421 \text{千円}}{B : 72,349,307 \text{千円}} = \Delta 1.52\% \text{ (黒字)}$$

Aの内訳

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	131,897,367	130,844,121	21,704	△1,031,542
港湾事業特別会計	3,600,815	3,576,971	—	△23,844
奨学資金特別会計	46,231	41,196	—	△5,035
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	226,012	109,786	74,226	△42,000
計	135,770,425	134,572,074	95,930	△1,102,421

※ 実質赤字額欄の△表示は、実質収支が黒字であることを示している。

Bの内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	33,561,868
普通交付税	34,078,445
臨時財政対策債発行可能額	4,708,994
計	72,349,307

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、赤字が多額となっている会計が存在する場合、全体の見地からみても大きな問題となっていることを示している。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、不良債務額から解消可能資金不足額を差し引くこととなる。

この連結の赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにし、早期に解消することが必要である。

また、この比率が高くなるほど、その解消期間も長期にわたるおそれがある。

当年度の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス3.66%となっており、連結実質赤字比率は発生していない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ： 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ： 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ： 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ： 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模

【平成23年度】

$$\frac{C : \Delta 2,653,654 \text{千円}}{B : 72,349,307 \text{千円}} = \Delta 3.66\%$$

Cの内訳

(単位：千円)

一般会計・特別会計 (イ・ハ)	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	131,897,367	130,844,121	21,704	△1,031,542
港湾事業特別会計	3,600,815	3,576,971	—	△23,844
奨学資金特別会計	46,231	41,196	—	△5,035
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	226,012	109,786	74,226	△42,000
小計	135,770,425	134,572,074	95,930	△1,102,421
国民健康保険事業特別会計	34,293,244	34,758,714	—	465,470
自転車競走事業特別会計	15,092,537	15,699,392	—	606,855
介護保険事業特別会計	21,862,761	21,643,008	—	△219,753
後期高齢者医療事業特別会計	3,589,280	3,498,673	—	△90,607
計 ①	210,608,247	210,171,861	95,930	△340,456

企業会計（法適・法非適） (ロ・ニ)	流動負債または 歳出額 a	流動資産または 歳入額 b	解消可能資金 不足額 c	資金不足額 d = a - b - c
地方卸売市場事業特別会計	477,529	484,767	—	△7,238
風力発電事業特別会計	17,515	18,630	—	△1,115
水道事業会計	357,090	2,242,773	—	△1,885,683
温泉事業会計	68,708	22,086	—	46,622
公共下水道事業会計	518,271	1,673,259	—	△1,154,988
交通事業会計	988,415	133,546	1,493,845	—
病院事業会計	3,851,205	3,162,001	—	689,204
計 ②	6,278,733	7,737,062	1,493,845	△2,313,198

合計 ①+②	△2,653,654
--------	------------

※ 交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなった。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の合計額の標準財政規模を基本とした額に対する比率

借入金の返済額およびこれらに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落するおそれが高まる。

当年度の実質公債費比率は8.2%であり、早期健全化基準25%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の 3 か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ： 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額（本市は該当なし）

ロ： 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの（下水道事業の雨水分元利償還金など）

ハ： 組合・地方開発事業団（以下「組合等」という。）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの（はこだて未来大学の校舎分元利償還金など）

ニ： 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（臨空工業団地購入費など）

ホ： 一時借入金の利子

F = 特定財源（地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入、住宅使用料、都市計画税など）

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

【実質公債費比率の3か年平均】

平成21年度単年度	平成22年度単年度	平成23年度単年度	3か年平均
7.5%	7.8%	9.4%	8.2%

【平成23年度単年度の実質公債費比率】

(単位：千円)

$$\frac{(D : 16,411,032 + E : 3,707,100) - (F : 2,940,000 + G : 11,420,205)}{B : 72,349,307 - G : 11,420,205} = 9.4\%$$

Eの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	—	
ロ	3,280,616	水道事業会計： 102,600 温泉事業会計： — 公共下水道事業会計： 1,135,362 交通事業会計： 48,024 病院事業会計： 1,935,061 地方卸売市場事業特別会計 59,569
ハ	200,823	広域連合負担金（公債費元利償還相当分） 200,823
ニ	225,478	土地購入分（第2次臨空工業団地ほか）： 222,443 物品購入費（車両割賦購入費）： 2,228 その他（利子補給費）： 807
ホ	183	一時借入金の利子 183
合計	3,707,100	= E

Fの内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入	132,730
住宅使用料	270,885
都市計画税	2,536,385
合 計	2,940,000

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する懸念が高いかどうかを示すもので、この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかねばならないことから、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じるおそれが高まる。

当年度の将来負担比率は96.4%であり、早期健全化基準350%を下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト： 連結実質赤字額

チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I＝充当可能基金額： 上記イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）

J＝特定財源見込額

K＝地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B＝標準財政規模

G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成23年度】

(単位：千円)

$$\frac{H : 218,072,371 - (I : 8,272,081 + J : 28,005,484 + K : 123,046,485)}{B : 72,349,307 - G : 11,420,205} = 96.4\%$$

Hの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳	
イ	153,689,060	一般会計等の地方債現在高	153,689,060
ロ	2,024,977	国営土地改良事業に係るもの：	14,392
		依頼土地の買い戻しに係るもの：	423,275
		社会福祉施設等整備費補助金ほか：	1,452,113
		その他（渡島廃棄物処理広域連合負担金）：	135,197
ハ	31,945,993	水道事業会計：	1,094,281
		温泉事業会計：	429
		公共下水道事業会計：	15,417,898
		交通事業会計：	395,005
		病院事業会計：	14,424,258
		地方卸売市場事業特別会計	614,122
ニ	4,385,489	函館圏公立大学広域連合分	4,385,489
ホ	23,398,520	退職手当支給予定額	23,398,520
ヘ	2,628,332	土地開発公社：	2,628,191
		制度融資に係る損失補償：	141
ト	—	連結実質赤字額	—
チ	—	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	—
合計	218,072,371	= H	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、経営を改善する必要がある。

当年度の資金不足比率は下記のとおりであり、温泉事業は19.2%および病院事業は4.3%で経営健全化基準の20%を下回っており、他の会計については発生していない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L＝資金の不足額：

資金不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

M＝事業の規模：

事業規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業規模（法非適用企業）＝営業収益の額に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

【各会計の資金不足比率】

(単位：千円)

企業会計(法適・法非適)	流動負債 または歳出額 a	流動資産 または歳入額 b	解消可能 資金不足額 c	資金不足額 L = a - b - c	事業規模 (営業収益) M	資金不足 比率 L / M
地方卸売市場事業特別会計	477,529	484,767	—	△7,238	175,032	—
風力発電事業特別会計	17,515	18,630	—	△1,115	11,435	—
水道事業会計	357,090	2,242,773	—	△1,885,683	4,408,614	—
温泉事業会計	68,708	22,086	—	46,622	241,711	19.2%
公共下水道事業会計	518,271	1,673,259	—	△1,154,988	5,906,555	—
交通事業会計	988,415	133,546	1,493,845	—	950,450	—
病院事業会計	3,851,205	3,162,001	—	689,204	15,839,754	4.3%

※ 1 資金不足額欄の△表示は、資金剰余であることを示している。

2 交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなった。

3 健全化判断比率の状況（平成22年度決算）

① 中核市の状況

（単位：％）

区 分	健 全 化 判 断 比 率							
	① 実質赤字比率 （早期健全化基準） （11.25%）		② 連結実質赤字比率 （早期健全化基準） （16.25%）		③ 実質公債費比率 （早期健全化基準） （25%）		④ 将来負担比率 （早期健全化基準） （350%）	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	-	-	-	-	32	8.2	14	109.6
旭 川 市	-	-	-	-	23	10.2	9	118.8
青 森 市	-	-	-	-	3	13.5	6	154.7
盛 岡 市	-	-	-	-	6	13.3	10	117.0
秋 田 市	-	-	-	-	4	13.4	11	113.4
郡 山 市	-	-	-	-	28	8.7	35	28.6
い わ き 市	-	-	-	-	8	12.4	17	92.7
宇 都 宮 市	-	-	-	-	26	9.0	34	29.3
前 橋 市	-	-	-	-	7	12.7	12	111.7
高 崎 市	-	-	-	-	24	9.4	22	86.5
川 越 市	-	-	-	-	31	8.3	20	89.2
船 橋 市	-	-	-	-	39	1.6	-	-
柏 市	-	-	-	-	22	10.6	21	88.6
横 須 賀 市	-	-	-	-	36	5.4	29	65.1
富 山 市	-	-	-	-	4	13.4	3	191.4
金 沢 市	-	-	-	-	25	9.2	13	111.0
長 野 市	-	-	-	-	11	11.9	32	35.6
岐 阜 市	-	-	-	-	35	6.3	37	21.8
豊 橋 市	-	-	-	-	26	9.0	28	73.5
岡 崎 市	-	-	-	-	41	0.0	-	-
豊 田 市	-	-	-	-	38	2.6	-	-
大 津 市	-	-	-	-	18	11.1	25	79.2
豊 中 市	-	-	-	-	16	11.4	27	77.5
高 槻 市	-	-	-	-	40	0.4	-	-
東 大 阪 市	-	-	-	-	29	8.6	30	64.6
姫 路 市	-	-	-	-	20	10.7	23	84.1
尼 崎 市	-	-	-	-	11	11.9	4	183.0
西 宮 市	-	-	-	-	20	10.7	26	78.3
奈 良 市	-	-	-	-	2	14.1	2	209.4
和 歌 山 市	-	-	-	-	14	11.7	5	158.4
倉 敷 市	-	-	-	-	15	11.5	18	90.6
福 山 市	-	-	-	-	33	7.6	31	56.1
下 関 市	-	-	-	-	19	10.9	7	124.6
高 松 市	-	-	-	-	11	11.9	15	99.3
松 山 市	-	-	-	-	30	8.5	24	79.8
高 知 市	-	-	1	1.98	1	19.2	1	223.7
久 留 米 市	-	-	-	-	37	4.6	36	26.8
長 崎 市	-	-	-	-	9	12.3	19	90.3
大 分 市	-	-	-	-	17	11.3	16	96.9
宮 崎 市	-	-	-	-	10	12.0	8	121.4
鹿 児 島 市	-	-	-	-	34	6.4	33	34.2
平均 値		-		1.98		9.7		97.7
都 道 府 県 の 平均 値						13.5		220.8
市 町 村 の 平均 値						10.5		79.7

※ 1 順位については、比率の数値が高い順（ワースト順）に記載している。

2 健全化判断比率については、実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。

3 平均値については、単純平均を算出している。

② 道内主要都市8市の状況

(単位：%)

区 分	健全化判断比率							
	① 実質赤字比率 (早期健全化基準) (11.25~12.21%)		② 連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (16.25~17.21%)		③ 実質公債費比率 (早期健全化基準) (25%)		④ 将来負担比率 (早期健全化基準) (350%)	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	—	—	—	—	8	8.2	7	109.6
旭 川 市	—	—	—	—	6	10.2	4	118.8
小 樽 市	—	—	—	—	1	14.8	5	113.6
室 蘭 市	—	—	—	—	7	8.8	3	122.1
釧 路 市	—	—	—	—	3	12.6	1	173.6
帯 広 市	—	—	—	—	4	11.7	6	110.2
北 見 市	—	—	—	—	2	14.7	2	124.1
苫 小 牧 市	—	—	—	—	5	10.8	8	106.3
平 均 値	—	—	—	—		11.5		122.3

- ※ 1 順位については、比率の数値が高い順（ワースト順）に記載している。
 2 健全化判断比率については、実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
 3 平均値については、単純平均を算出している。

4 資金不足比率の状況（平成22年度決算）

① 中核市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	温泉事業会計	45,464	18.4
	病院事業会計	1,142,074	7.1
青 森 市	自動車運送事業会計	391,092	17.9
尼 崎 市	自動車運送事業会計	497,951	18.2
下 関 市	臨海土地造成事業特別会計	1,300,695	25.8
高 知 市	国民宿舎運営事業特別会計	881,341	246.7
鹿 児 島 市	交通事業特別会計	482,196	14.0

※ 資金不足比率については、資金不足額が発生している公営企業会計のみ記載している。

② 道内主要都市8市の状況

(単位：千円、%)

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	温泉事業会計	45,464	18.4
	病院事業会計	1,142,074	7.1
旭 川 市	—	—	—
小 樽 市	—	—	—
室 蘭 市	病院事業会計	295,225	3.1
釧 路 市	病院事業会計	419,972	3.2
	公設地方卸売市場事業会計	162,424	259.7
	市設魚揚場事業会計	2,363,034	3,117.3
帯 広 市	—	—	—
北 見 市	—	—	—
苫 小 牧 市	自動車運送事業会計	83,871	9.6
	市立病院事業会計	840,504	9.6
	土地造成事業会計	84,682	0.5
	沼ノ端鉄北土地区画整理事業会計	636,387	11.0

※ 資金不足比率については、資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

参考 道内主要都市8市の病院事業会計の状況

(単位：千円、%)

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	病院事業会計	1,142,074	7.1
室 蘭 市	病院事業会計	295,225	3.1
釧 路 市	病院事業会計	419,972	3.2
苫 小 牧 市	市立病院事業会計	840,504	9.6
平 均 値		674,444	5.8

※ 旭川市、小樽市、帯広市、北見市は該当なし

5 審査資料の用語説明

用語	説明	備考
普通会計	地方財政状況調査において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。	
標準財政規模	基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入総額と普通交付税の合計額である。 なお、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模は、標準税収入額と普通交付税を加算した額である。 また、健全化判断比率を算出する際の「標準財政規模」は、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の合計額である。	実質赤字 比率関連
標準税収入額	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の額をいう。	
臨時財政対策債発行可能額	地方公共団体の一般財源の不足を補てんするため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。	
解消可能資金不足額	路面交通事業を営む軌道事業などの経営にあたっては、多額の資本投入を必要とすることから、資金不足を一定期間生じる場合が多く見受けられる。 しかしながら、減価償却費を除いた経常損益で利益が生じている場合、長期的にはその利益をもってその資金不足を解消することが可能と見込まれている。 解消可能資金不足額は、これらの考え方にに基づき、資金不足額に含まれている解消可能資金不足額を当該事業における施設等の残存耐用年数相当期間内に計画的に解消可能な額を客観的に算定した額をいう。	連結実質 赤字比率 関連
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。	実質公債 費比率 関連